

## 核兵器禁止条約への政府の署名と国会の批准を求める意見書

核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約が、2017年7月、国連で採択された。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止する。

また、核を使用するとの威嚇についても禁止し、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっている。さらに、条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験をし、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いが酌み取られたものと言える。

同条約は、50か国が批准の手続きを終えた後90日後に発効することになっており、2021年1月22日に発効している。条約制定の交渉会議に加わらなかった日本政府は、いまだ条約に不参加の姿勢を貫いている。本来であれば政府は、唯一の戦争被爆国として核廃絶に向け先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも参加を促し、参加できない国にもどのような条件があれば可能なのか議論しなければならなかった。日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願を裏切り、日本の民意に背を向けたものである。

2017年には、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したものの、その後、米ロのINF（中距離核戦力）全廃条約が2019年に失効、今年予定されていたNPT（核不拡散条約）再検討会議は延期されるなど、核兵器廃絶に向けた動向がいま世界的に停滞している。日本は、米国の核の傘や核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮するときである。

核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に参加すべきである。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める。

### 記

- 1 核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約を署名、批准すること。
- 2 核兵器保有国に対して被爆国として署名、批准を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年9月22日

大分県佐伯市議会